



帆走指示書変更通知（番号01）

平成28年8月9日

JAPAN CUP 2016実行委員長 坂谷定生

帆走指示書において、以下2項目を変更する。

<第一>

（変更前）

15.4 帆走指示書 6、17、18、19、21、22、23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。（RRS 60.1(a)の変更）これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

（変更後）

15.4 帆走指示書 **5.5**、6、17、18、19、21、22、23 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。（RRS 60.1(a)の変更）これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。

<第二>

帆走指示書の添付図を<添付図0809>に変更し、「帆走禁止区域」を削除する。

以上

添付図 0809

航路航行義務区間

明石海峡航路
A 期に船隻が航行する場合は → 全区間。
Use the traffic route
in the case of navigation between Line
A and Line B → vessels must use
the route at Akashi Kaikyo Traffic Route.

Limit of safe area where vessels should
refer to information around

スタートポイント

1

2

